

# 指定管理者モニタリング評価シート

施設所管課名

民生局福祉こども部福祉総務課

## 1 施設概要

施設名称	秋谷老人福祉センター、公郷老人憩いの家
指定管理者名	一般財団法人シティサポートよこすか
指定期間	令和2年（2020年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日（5年間）
評価対象期間	令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

## 2 総合評価

<p>秋谷、公郷ともに、生きがい講座の参加者から新たなサークルができ、仲間づくりの一助となっている。高齢者が参加しやすい講座や講師の選定し、また講座の参加者の声掛けをする等、意欲的に取組まれていた。</p> <p>指定当初と比べ、施設数が減ってしまったが、小さな修繕や敷地の管理を施設職員が行う等、経費を抑える努力をして、健全な収支状況を保った点が、評価できる。</p>
---

## 3 管理実績評価

評価項目	評価内容	施設所管課評価	
		評価	特記事項
法令遵守	○関連する法令、条例等を遵守して業務が行われているか。	B	
	○個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されているか。	B	
施設管理(共通)	○条例や協定書等に基づき、開館日・開館時間等を遵守しているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、使用料又は利用料金に係る手続が適正に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設及び設備の保守点検等が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の清掃業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の警備業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、物品の管理が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設等の修繕業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、事業報告書等の書類が期限までに提出されているか。	B	
○施設管理を行う中で生じた施設課題に適切に対応しているか。	B		

利用者への配慮	○利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われているか。	B	
	○利用者からの意見を聴取し、業務改善に活用しているか。	B	
リスクへの対応	○事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。	B	
	○事故や災害などの発生時には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市への報告がされているか。	B	
障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	○障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮がされているか。	B	
	○性別による差別のない雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮がされているか。	B	
	○多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する内規の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生等の提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮がされているか。	B	
地域貢献	○地元人材の雇用が行われているか。	B	
	○市内中小企業等への発注が行われているか。	B	
	○市内の団体・施設・企業等との連携が行われているか。	B	
	○その他の地域貢献が行われているか。	B	
障害者雇用※ ※雇用義務のある団体（従業員を40人以上雇用している団体）のみ評価	○障害者雇用率が法定雇用率（2.5%）を達成しているか。	B	
人員体制	○必要な人員が配置されているか。	B	
	○職員への研修等の人材育成は計画通りに実施されているか。	B	
	○人件費の設定は適切か。	B	
労働基準※ ※労働基準法上、作成又は届出義務のある団体のみ評価	○就業規則の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○労働者に労働条件通知書を交付しているか。	B	
	○時間外・休日労働協定届（36協定届）の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○社会保険や雇用保険に加入しているか。	B	

経費削減	○経費の削減の取組は行ったか。	B	
	○経費の削減分を活用して、市民サービスの向上などの取組を行ったか。	B	
独自基準（生きがい講座の実施）	○必要な講座数や講師数が確保されているか。	B	
	○講座内容について、高齢者の意向を組み込む工夫がされているか。	A	施設へのヒアリングにて、前年度の講座アンケート結果や利用者に聞き取りをした結果を講座内容に反映しており、定員以上の申し込みを受けたと確認したため。
独自基準（利用者のつながりの場の提供）	○仲間同士の交流を通じて、利用者の新しい居場所づくりができるような創意工夫がなされているか。	B	
独自基準（相談体制）	○利用者からの相談（健康や法律等）について、適切な回答、案内をするため関係機関と連携を図っているか。	B	

評価	判定基準
A	協定書等※に定める水準を上回っている。
B	協定書等※に定める水準どおりである。
C	協定書等※に定める水準に達していない。

※協定書等…基本協定書、年度協定書、仕様書、募集（申請）要項及び事業計画書のことをいう。

#### 4 収支状況評価

<p>施設の廃止等により、当初計画とは状況が変わっているが、生きがい講座の取り組みや施設の周知について積極的な取り組みがなされ、その姿勢と結果を評価した。</p>
---